都市計画牧之郷地区計画を次のように決定する。

	名 称	牧之郷地区計画
位置		伊豆市牧之郷字中峯、石田、殿ノ前、竹ノ下、モロクド、榎木田、 迎田、カブチ、峯、広地、四ツ溝、田沢口、五明寺、合掌寺、アラ ク山、アラク、白井口、狩野牧、小下の一部、柏久保字殿ノ前、細 田、越田、モロクド、新町の一部
	面積	約 21.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目標	本地区は、伊豆箱根鉄道駿豆線牧之郷駅周辺に位置し、牧之郷駅周辺と主要地方道熱海大仁線の沿道の宅地化が進んでいるが、集落内には行き止まり道路や狭隘道路が多く、交通基盤が未整備なまま不良な街区の環境が形成されるおそれがある。急激な人口減少が進む伊豆市において、移住・定住を促進し、地域活力の維持・向上を図るため、鉄道駅の交通利便性を活かし、緑豊かな周辺環境と調和した良好な集落環境の創出が求められている。また、一級河川狩野川沿いに洪水浸水想定区域があり、開発行為による農地の雨水浸透・貯留機能の低減のおそれに対し、防災・減災対策の促進による水害に強い地域づくりが求められている。このため、本地区計画では、交通基盤の整備と合わせ土地の合理的な利用を図るとともに、良好な住環境の保全と安全な歩行者空間の創出により、鉄道駅周辺の利便性を活かした安全で快適な住宅地を形成することを目標とする。
	土地利用の 方針	本地区を3区分し、それぞれ以下の方針により土地利用を誘導する。  1 住商共存地区 牧之郷駅及び主要地方道熱海大仁線沿道の交通利便性や、一級河川狩野川やコミュニティ広場がある環境を活かした生活利便性の高い市街地の形成を図り、業務施設、店舗、飲食店、医療福祉施設、住宅の立地を誘導する。 主要地方道熱海大仁線の沿道においては、都市的土地利用への転換の際に歩道空間の確保を誘導し、安全な歩行環境が整った市街地の形成を図る。  2 住宅地区 鉄道駅に隣接する利便性を最大限に活かし、交通基盤の整備を図りながら、既存集落の住環境の保全を図りつつ、集落環境と調和する戸建て主体の低層住宅の誘導を図る。 主要地方道熱海大仁線沿道については、将来的な歩道の整備、拡幅を考慮し、道路境界線から建築物までの空間確保に努める。

		<u> </u>				ſ		
		3 田園住宅地区						
		必要最低限の交通基盤の向上を図り、既存集落の良好な代表を表現していた。これは、						
		に調和する戸建て主体のゆとりある低層住宅の誘導を図る。						
			道路					
		(1) 生活道路						
			牧之郷駅周辺の自動車、		-			
	地区施設の整備方針	のため、歩道の新設又は歩車道の拡幅が必要な道路を生活道路						
			こして、道路の配置及び	現模を定め	りる。			
		(2) 区画道路 接道不良敷地の解消及び発生防止のため、新設又は拡幅が必						
					•			
		要な道路を区画道路として、道路の配置及び規模を定める。新						
		設の区画道路は、歩車共存の歩車道として、歩行者の安全かつ						
		快適な通行を確保する。         2 広場						
			ム物 女之郷駅の乗り換え利便	性の向上。	レ併せ 安全	で快適か歩行者		
			間及び憩いと交流の場の					
			広場の配置及び規模を定					
	建築物等の 整備方針	1 住商共存地区における安全な歩行環境の創出、田園住宅地区に						
		おけるゆとりのある住宅地の形成を図るため、壁面の位置の制限						
		を定める。						
		2 住商共存地区における安全な歩行環境の創出を図るため、主要   ***********************************						
		地方道熱海大仁線沿道において、壁面後退区域における工作物の						
		設置の制限を定める。   3 良好な街並み形成のため 垣又は柵の構造の制限を定める						
	in this land to be	3 良好な街並み形成のため、垣又は柵の構造の制限を定める。						
	その他当該区	土地の利用に関する事項として、建築物の敷地内において、雨水						
	域の整備、開	<i>の</i> 流	出を抑制するための施設	の整備、	緑化の推進し	こ努める。		
	発、保全に関							
	する方針		h 1L	72 D	7-7 🗜	/++: +y.		
	地区施設 の配置 及び規模		名 称	幅員	延 長	備考		
		道路	生活道路1号	9. 25m	約 205 m	拡幅		
			生活道路2号	6. 0m	約 150m	新設		
地区整備計画			区画道路1号	4. 0m	約 190m	新設		
			区画道路2号 区画道路3号	4. 0m	約 40m 約 140m	新設新設		
				4. 0m				
			区画道路4号	4. 0m	約 120 m	新設		
			区画道路5号	4. 0m	約 170m	新設		
			区画道路6号	4.0m	約 205 m	新設		
			区画道路7号	4. 0m	約 90 m	新設		
		<u> </u>	区画道路8号	4.0m	約 90 m	新設		

		交通点		法場	約 2,000 ㎡	新設			
			広	名 称		面積	備考		
			場 広場 1		号	約 1,000 ㎡	新設		
		地区の地区の		2名称 住商共存地区		住宅地区	田園住宅地区		
		区分	地区の面積		約 5.2 ha	約 11.2 ha	約 4.8 ha		
					建築物の外壁	主要地方道熱	建築物の外壁		
					又はこれに代わ	海大仁線の沿道	又はこれに代わ		
					る柱の面は、主	については、歩	る柱の面は、隣		
					要地方道熱海大	道の整備、拡幅	地境界線から		
				仁線の道路境界	を考慮し、道路	1.5m以上離さ			
					線から 2.0m以	境界線から建築	なければならな		
					上離さなければ	物までの壁面後	い。		
		n+	U.m. ~ /	I( pp	ならない。	退に努める。	ただし、現に		
		壁面の	位置の	制限	ただし、現に		建築物の敷地と		
	建築物等に関する事			建築物の敷地と		して使用されて			
				  して使用されて		いる土地で本規			
				│ ┃いる土地で本規		定に適合しない			
地					   定に適合しない		ものについて		
区整備計					ものについて		は、この限りで		
					は、この限りで		ない。		
計画					ない。		-		
	事項	壁面後退区域			壁面の位置の				
	坎			制限により建築					
					物が後退した区				
					域においては、				
				_4_	垣、柵、塀、門、				
				<b></b>	広告物、看板、				
		における	/I/ PP	  自動販売機その					
		工作物の設置の制限		制限	  他これらに類す				
				   る歩行者の通行					
					の妨げとなる工				
					作物を設置して				
					はならない。				
		建築物等の形態			伊豆市景観まちづくり計画に適合するものとする。				
			意匠の制		(景観法令の規定による届出対象行為に限る。)				
		7 (101/2	- 114	.,	(2441901001101101101	,_,_, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

		道路に面する	道路に面する	1 道路に面す
		垣又は柵(門柱、	垣又は柵(門柱、	る垣又は柵
		長さ2m以下の	長さ2m以下の	(門柱、長さ
		門の袖、門扉を	門の袖、門扉を	2m以下の門
		除く。)の構造	除く。)の構造	の袖、門扉を
		は、生垣、柵等	は、生垣、柵等	除く。)の構造
		の透視可能なも	の透視可能なも	は、生垣、柵
		のとする。	のとする。	等の透視可能
		ただし、現に	ただし、現に	なものとす
		建築物の敷地と	建築物の敷地と	る。
		して使用されて	して使用されて	ただし、現に
		いる土地で本規	いる土地で本規	建築物の敷地
		定に適合しない	定に適合しない	として使用さ
		ものについて	ものについて	れている土地
		は、この限りで	は、この限りで	で本規定に適
		ない。	ない。	合しないもの
				については、こ
				の限りでない。
				2 隣地に面す
	垣又は柵の構造			る垣又は柵の
	の制限			構造は、以下
				に適合するも
				のとする。
				ただし、現に
				建築物の敷地
				として使用さ
				れている土地
				で本規定に適
				合しないもの
				については、こ
				の限りでない。
				(1) 生垣、柵等
				の透視可能
				なものとす
				る。
				(2) 柵等の基
				礎としてコ
				ンクリート
				ブロック等
				を使用する

_	T T				
			場合は、隣地		
			境界におけ		
			る擁壁の天		
			端コンクリ		
			ート部を避		
			けるととも		
			に、その高さ		
			は擁壁若し		
			くは境界壁		
			の天端面か		
			ら 0.3m以		
			下とする。		
		建築物の敷地内に、浸透地下埋管、浸透ます、透水			
	土地の利用に関する事項	性舗装、浸透側溝、貯留施設など、雨水の流出を抑制			
		するための施設整備に努める。			

<sup>「</sup>区域は計画図表示のとおり」